

# 洞爺湖町ではこのような助成があります。

## 乳幼児等医療費の助成

0歳～15歳（中学生）までのお子さんの、健康保険診療による医療費を全額助成します。

- ◆所得による制限はありません。
- 申請に必要なもの  
印鑑、健康保険証、課税・所得証明書（転入された方）
- ◆申請により「乳幼児等医療費受給者証」を交付いたします。

### 【注意】

「乳幼児等医療費受給者証」が使用できない医療機関（胆振管外）を受診された場合や、すでに「重度心身障害者医療費受給者証」または「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお使いいただいている場合は、いったん窓口にて自己負担額をお支払いいただいた後、領収書をお持ちのうえで償還払いの手続きとることにより、支払った医療費が全額払い戻しとなります。

- 払い戻しに必要なもの  
領収書・受給者証・健康保険証・印鑑・通帳
- 問合せ  
住民課（☎76-3002）

## 不妊治療費助成制度

医療保険適用外の一般不妊治療及び特定不妊治療に要する費用を助成することにより、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

- ◆1年以上住民登録があり、町税の滞納のない方が対象になります。

### ■助成額

- ◆一般不妊治療（人口授精）  
1回の治療につき35,000円まで 通算3回（1年度1回限定）
- ◆特定不妊治療（体外受精・顕微授精）  
1回の治療につき50,000円まで 通算5年（1年度2回限定）

### ■必要なもの

- 不妊治療費助成事業受診等証明書（病院からの証明）、領収書
- ◆特定不妊治療の場合は、北海道助成事業の助成決定通知書の写し

### ■問合せ

健康福祉センターさわやか（☎76-4006）

## 子どもの入浴助成

洞爺湖町に住民登録しているお子さんに対して、次のとおり入浴券の助成を行っています。

### ■金額

小学生…1,400円（10枚綴り）  
幼児…700円（10枚綴り）

### ■入浴できる温泉

温泉地区

- ・大和旅館・観光ホテル・万世閣・北海ホテル
- ・ホテルグランドトoya

洞爺地区

- ・いこいの家

- ◆洞爺いこいの家をご利用する方に限り、幼児までのお子さんに対して無料利用証を交付いたします。交付を希望される方は健康福祉課又は洞爺総合支所へお越しください。

### ■問合せ

健康福祉課（☎74-3001）  
洞爺総合支所（☎82-5111）

## 児童手当の支給

お子さんが生まれたら、中学校卒業までの児童・生徒を養育している方に児童手当が支給されます。原則、申請した日の翌月分からの支給となります。

### ■必要なもの

印鑑・世帯全員分の健康保険証・課税証明書（転入された方）

### ■支給額（児童1人当たり月額）

3歳未満児 一律 15,000円  
3歳以上小学校終了前 10,000円（第3子以降は15,000円）  
中学生 一律 10,000円

- ◆児童を養育している方の所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円支給します。

### ■問合せ

健康福祉課  
（☎74-3001）

- ◆このほか様々な助成がありますので、応援ガイドブックを確認ください。